

第 4 章

災害応急対策計画

第4章 災害応急対策計画

この計画は特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害の発生の防御、又は災害の拡大を防止することを目的とする。

第1節 通信情報計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における緊急通報、気象等予警報の伝達、災害情報の収集・伝達及び災害広報について定める。

1. 異常現象の範囲

特定事業者等は下記による異常現象が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに消防機関に通報するとともに、関連事業所及び共同防災組織に連絡する。

(1) 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

(2) 爆発

化学的変化又は物理的変化により発生した爆發現象で施設、設備等の破損が伴うもの。

(3) 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物その他有害な物質の漏洩。ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあっては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としない程度のものを除く。

ア 施設又は設備（以下「施設等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの。

イ 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの。

(4) 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

(5) 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液状化等であって、上記(1)から(4)に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2. 通報基準

(1) 特定事業所

特定事業者等は、当該事業所において、異常現象の発生を受け、又は自ら発見した場合は、直ちに消防機関へ通報するものとする。

通報内容については、発生時刻、発生場所、死傷者の有無、異常現象の内容及び応急処置等とし第1報の時点において、明らかでない事項については、判明しだい逐次通報するものとする。

(2) 消防機関

ア 特定事業者等から通報を受けた場合は、直ちに「即報様式」により防災本部に通報するものとする。
イ 次に掲げる事故を覚知したときは、第一報を防災本部に対してだけでなく、消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、「即報様式」により報告するものとする。
この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
- ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3. 通報系統

通報は、有線（一般加入電話、専用電話、119番等）、防災行政無線、又は防災相互無線、衛星電話、電子メール、インターネット等災害の状況に応じ、別図（通報系統図）により、最も迅速かつ的確な方法で行うものとする。

なお、あらゆる通信手段を講じても情報の伝達ができない場合に備え、連絡員による伝令連絡についても考慮しておくものとする。

(1) 仙台地区（別図1、2）

(2) 塩釜地区（別図3）

4. 気象等予報・警報の伝達

仙台管区気象台が発表する気象等に関する特別警報・警報・注意報等の伝達は、次により行う。

(1) 伝達すべき気象等に関する特別警報・警報・注意報等の種類

暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報、大雪特別警報、高潮特別警報、波浪特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報、高潮警報、波浪警報、洪水警報、風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、雷注意報、乾燥注意報、波浪注意報、高潮注意報、洪水注意報、大津波警報、津波警報、津波注意報及び地震・津波等に関する情報等

(2) 伝達系統

(別図4)

(3) 特定事業所における受理体制

特定事業所においては、各機関からの情報受理によるほか、自ら積極的に収集するものとする。

5. 連絡体制の確立及び災害情報収集・連絡活動

特定事業所、消防機関、防災本部、県警察本部、関係市町その他防災関係機関は、次のとおり連絡体制を確立し、災害情報収集および連絡活動を行うものとし、選任した通信連絡者及び情報処理担当者（正・副）について、防災本部長に報告するものとする。

報告を受けた防災本部長は、構成する防災関係機関に通知するなどし、情報を共有するものとする。

(1) 連絡体制の確立

(特定事業所)

特定事業所は、通報・連絡組織を確立し、通信責任者及び情報処理担当者を選任しておくものとする。

(消防機関及び関係市町)

内部組織に相応した情報収集・連絡体制を整備確立し、的確に災害情報を収集し連絡活動を図るものとする。主な活動は次のとおりである。

ア 消防機関

① 災害発生特定事業所からの通信受理

② 災害情報の積極的収集

なお、現場や防災関係機関等からの災害情報のほか、消防庁「石油コンビナート地域情報管理システム」による情報についても活用を図るものとする。

③ 当該市町の防災主管課、防災本部、現地防災本部、隣接市町、他の消防機関、その他防災関係機関等との相互連絡

イ 関係市町（防災主管課）

① 消防機関との相互連絡

② 隣接市町防災主管課との相互連絡

(防災本部及び県警察本部)

内部組織に相応した情報収集・連絡体制を確立し、的確な情報収集と効率的な連絡活動を実施するものとする。

ウ 防災本部

消防機関から災害情報の連絡を受けた防災本部は、災害の内容を的確に判断し関係機関へ連絡又は報告するか、応援要請が必要となる場合を考慮し、自衛隊、その他防災関係機関に対し相互連絡をするものとする。

なお、現場や防災関係機関等からの災害情報のほか、消防庁「石油コンビナート地域情報管理システム」による情報についても活用を図るものとする。

エ 宮城県警察本部

所轄警察署を通じ情報収集に努めるとともに、防災本部、現地防災本部と相互に連絡を行うものとする。

(その他の防災関係機関)

各々の機関は、その組織を通じて関係の情報収集のため、消防機関、防災本部等と相互連絡を行い、効果的な応急対策を図るものとする。

(2) 連絡系統

(別図 1～3)

(3) 災害情報の内容及び連絡

災害情報の内容は、今後の災害応急措置の実施及びその実施の調整に必要な次の事項とし、当該各事項が判明又は決定次第、逐次報告するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 今後予想される災害の様態と必要とされる対策
- エ 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- オ 消防活動上必要な情報
 - ① 要救助者及び負傷者等の有無
 - ② 消防機関が進入すべき入門口
 - ③ 発災施設の概要
 - ④ 可燃性物質・毒劇物・放射性物質等の情報
 - ⑤ 注水可否等の消防活動上の注意事項情報
 - ⑥ 危険要因・危険範囲の情報
 - ⑦ 消防水利の状況
- カ その他必要な事項

6. 災害広報

防災関係機関は、連携を図りながら、災害時又は周辺に災害が及ぶおそれがある場合における地域住民等の生命、身体及び財産の保護並びに災害時の混乱した事態に地域住民の不安及び秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況及びその時に必要な情報等を広報対象者、範囲等の状況に応じ、迅速かつ的確に広報できる手段を選択し、提供するものとする。

(1) 広報の対象者、内容及び手段

災害等の段階に応じて、概ね次表に掲げる対象者、内容及び手段により、迅速かつ的確に広報するものとする。

なお、災害広報は、その後の避難誘導等と一体のものであることから、避難の遅れや流言飛語による混乱の防止等のため、躊躇することなく積極的に広報するものとする。

また、海上における危険物等の流出事故の場合は、海岸線及び離島部を重点的に広報するものとする。

災害等の段階 (非常配備体制)	情報伝達 実施者	情報伝達 対象者	主な伝達内容	伝達手段
初期 (第0、1次非常配備)	防災関係機関 及び 特定事業者	提供希望者	災害態様 応急措置内容 周辺への影響の有無 避難の有無	電話応対等
拡大期 (第2次非常配備)	防災関係機関 及び 特定事業者等	提供希望者 周辺住民・ 滞在者	災害態様 応急措置内容 避難に関する情報等	電話応対等 広報車等
要避難時 (第3次非常配備)	同上 ※避難指示の場合は関係市町	提供希望者 避難対象者 周辺住民・ 滞在者	災害態様 応急措置内容 避難指示 避難に関する情報等	電話応対 県・関係市町HP 防災行政無線 緊急速報メール テレビ・ラジオ 広報車等

				自治会・自主防災組織等
終 息 期	同 上	提供希望者 避難者 周辺住民・ 滞在者	避難指示解除 被害状況 帰宅に関する情報等 交通機関やライフライ ンの状況	同 上
避 難 所 に お け る 情 報 伝 達	同 上	避難者	災害態様 避難に関する情報等 交通機関やライフライ ンの状況	関係市町から避難場所 への職員等の派遣等

(2) 防災関係機関

特別防災区域に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次により地域住民に対し広報活動を実施する。

① 広報内容

ア 宮城県

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 災害応急対策の実施状況
- (ウ) 予想される災害の態様
- (エ) 住民のとるべき措置
- (オ) 避難に関する情報
- (カ) その他必要な情報

イ 関係市町

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 災害応急対策の実施状況
- (ウ) 予想される災害の態様
- (エ) 住民のとるべき措置
- (オ) 避難（指示場所等）に関する措置
- (カ) その他必要な情報

ウ 関係消防本部

- (ア) 災害発生状況及び消防活動状況
- (イ) 火気使用に関する措置及び火災警戒区域の設定に関する情報
- (ウ) その他必要な情報

エ 宮城県警察本部

- (ア) 災害の発生状況等
- (イ) 避難に関する情報
- (ウ) 交通規制に関する情報
- (エ) 犯罪予防に関する事項
- (オ) その他必要な情報

オ 宮城海上保安部

(ア) 災害現場周辺の船舶に対する火気使用に関する措置

(イ) 船舶交通に関する事項

(ウ) その他の必要な情報

② 広報の方法

地域住民に災害情報が迅速かつ確実に伝わるよう以下の情報伝達手段を複数組み合わせて、広報するものとする。

ア テレビ、ラジオ、新聞等報道機関を通じての広報

イ 同報無線、有線放送等による広報

ウ 広報車による広報

エ 県、関係市町ホームページ

オ 緊急速報メール

カ 広報紙による広報

キ チラシ、パンフレットによる広報

ク ヘリコプター等による広報

(3) 特定事業者

防災関係機関が、効果的な広報活動を行うことができるよう、迅速かつ的確に以下の情報を提供すると共に、防災関係機関からの指示に従うものとする。又災害が発生し、災害の態様・規模によって一刻を争うような時間的に防災関係機関の活動が間に合わない状況等においては、防災関係機関の指示のもと、特定事業者が広報活動を実施する。

ア 災害の発生状況（異常現象を含む）

イ 災害応急対策の実施状況

ウ 予想される災害の態様

エ 住民のとるべき措置

オ その他必要な情報

(4) 報道機関への要請

防災本部及び現地防災本部は、特別防災区域周辺の住民に重大な影響を与え、又は与えるおそれがある災害等が発生した場合は、災害の状況に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、報道機関等に広報要請するものとする。

7. 通信の確保

(1) 応急対策の実施に必要な通信は、災害時には停電や回線の輻輳等のおそれがあることから、一般加入電話の災害時有線電話への登録に努めるとともに、有線回線（一般加入用電話、専用電話、119番等）、の補完として、防災用無線（防災相互無線等）、衛星電話、電子メール、インターネット等複数の通信手段の確保を図るものとするが、保有する通信手段による通信が不可能な場合又は著しく困難な場合は、他の機関が設置する通信手段の利用を図るものとする。

また、応急対策の実施に必要があると認められる場合は、日本電信電話㈱宮城支店に対し臨時電話回線の設置を依頼するとともに、必要に応じ、防災関係機関が連携し、防災ヘリコプター（宮城県防災ヘリコプター等）による上空からの情報収集を図るものとする。

なお、防災関係機関相互の防災対策に関する通信ができる無線局の設置を積極的に推進する。

(2) 特定事業所及び防災関係機関の各通信端末の連絡先等については、リストを作成するなど特定事業所及

び防災関係機関において共有を図るものとする。

8. 報告書の提出

- (1) 消防機関は、発生した災害の状況及びその実施した災害応急措置の概要について、消防庁が示す「火災・災害等即報要領」に基づき防災本部（現地防災本部が設置されている場合は、現地防災本部）に逐次報告するものとし、当該災害の応急措置が完了した後、消防庁が示す「危険物製造所等及び石油コンビナート等特別防災区域における事故報告要領」に基づき、所定の様式により速やかに防災本部に報告するものとする。
- (2) 特定事業所は、災害の状況及び実施した措置等について、次の項目を防災本部に報告するものとする。
 - ア 事業所名及び所在地
 - イ 発生場所
 - ウ 発生日時
 - エ 発生時の運転・作業状況
 - オ 事故の経緯
 - カ 人的被害及び物的被害
 - キ 原因
 - ク 今後の対策

石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2号様式 (特定の事故)

第一報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

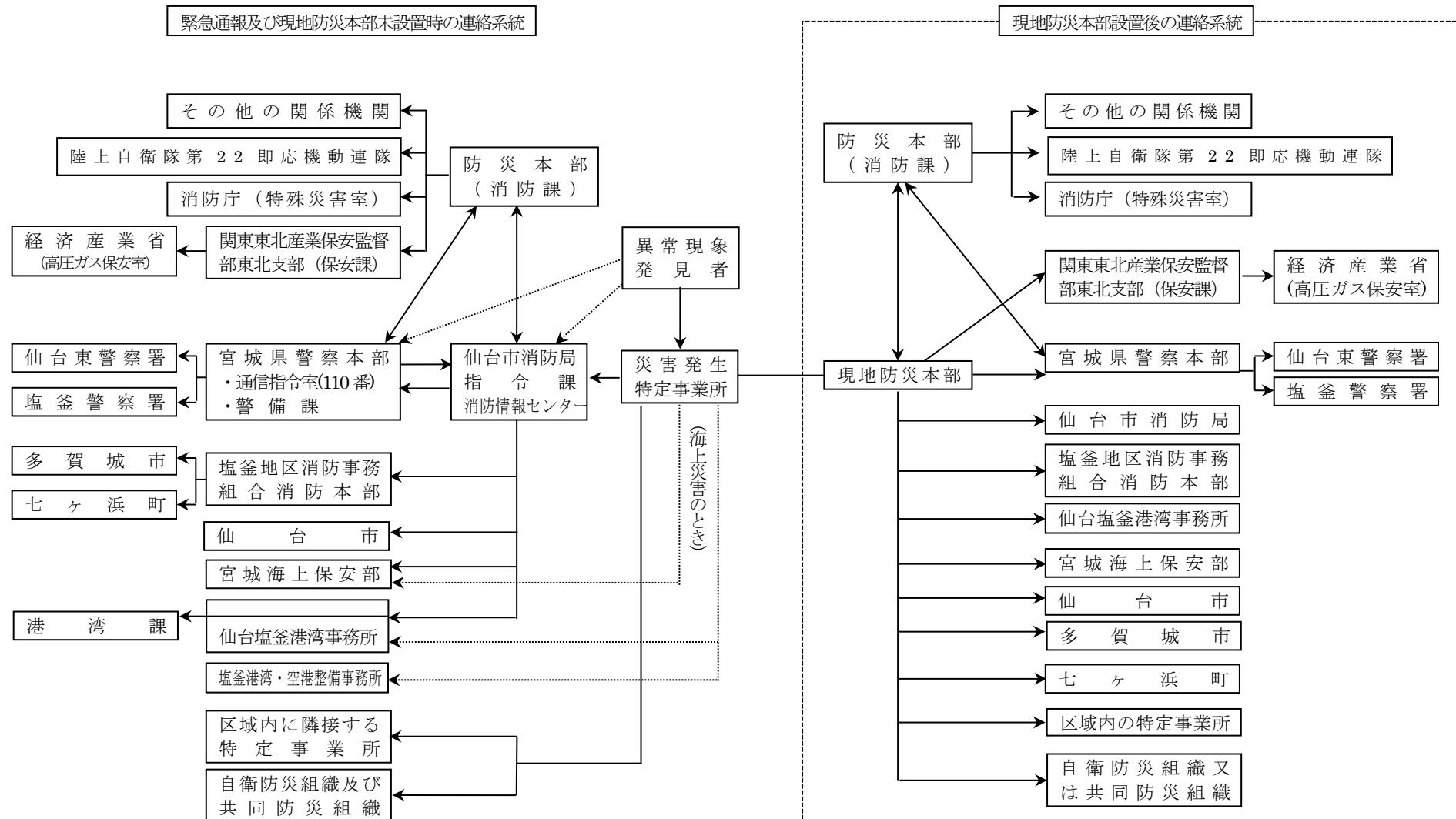
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

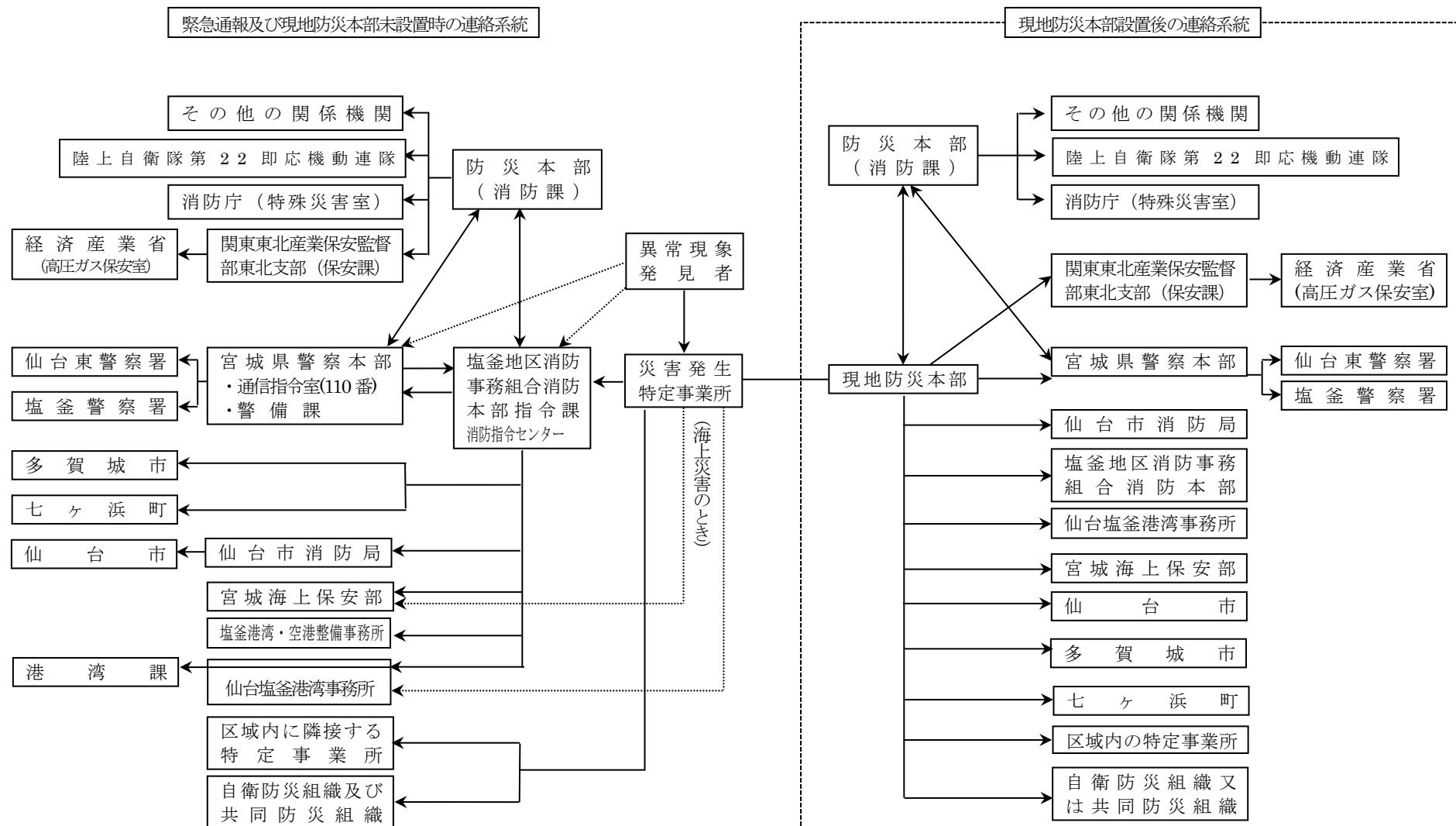
事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()			
発生場所				
事業所名		特別防災区域	[レイアウト第一種、第一種 第二種、その他]	
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()	物質名		
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()			
施設の概要		危険物施設の 区分		
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)	人 (人)	
消防防災活動状況及 び救急・救助活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関 事業所 自衛防災組織 共同防災組織 その他の 消防本部 (署) 消防団 消防防災ヘリコプター 海上保安庁 自衛隊 その他	出場人員 人 人 人 台 台 機 人 人 人 人	出場資機材
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分
かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨
(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

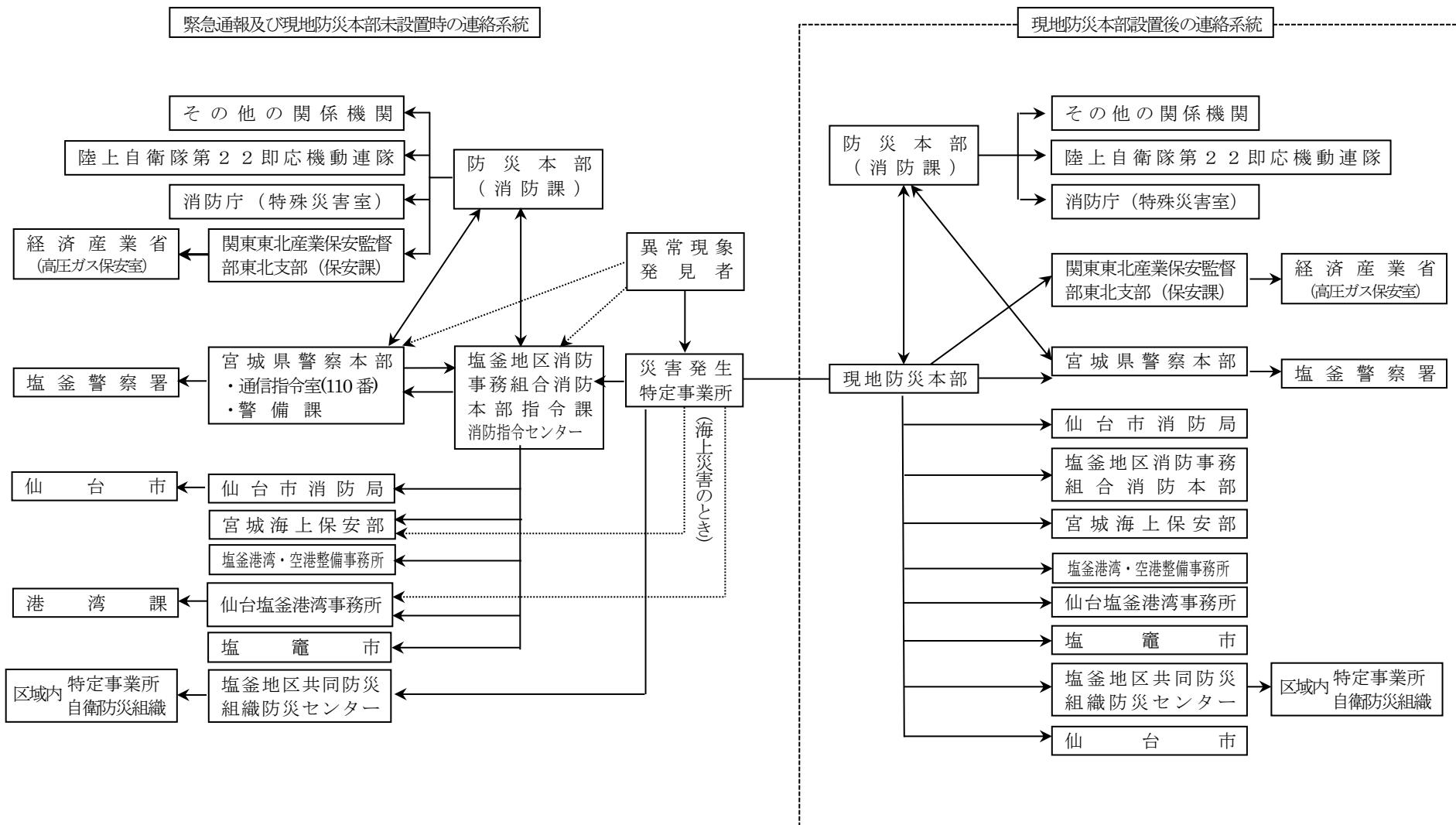
(別図1) 仙台地区（仙台市消防局に通報された場合）



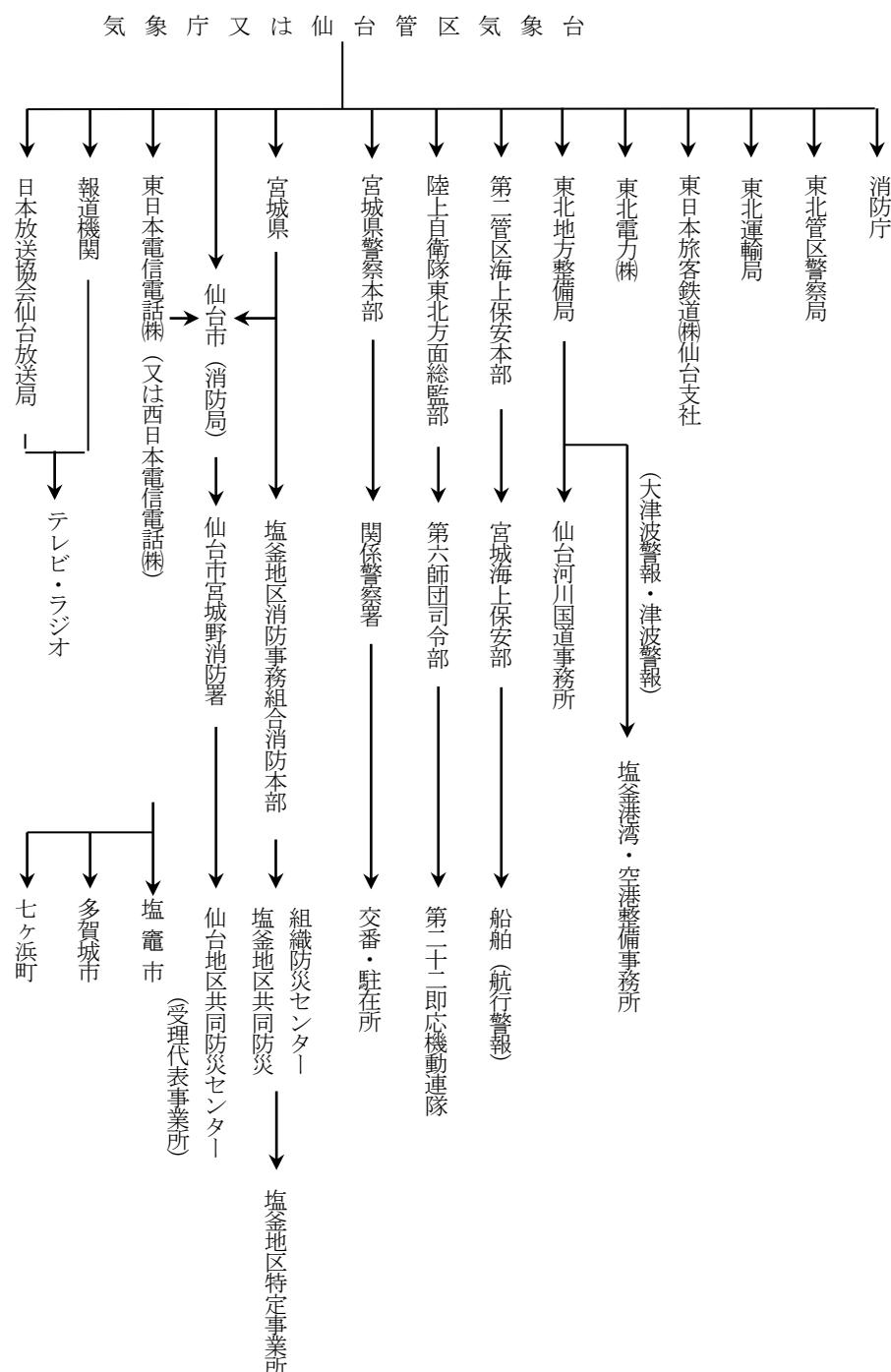
(別図2) 仙台地区（塩釜地区消防事務組合消防本部に通報された場合）



(別図3) 塩釜地区



別図4 気象等予警報伝達系統



第2節 防災活動の基準に関する計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において防災活動の一体性が保持されるよう、自衛防災組織又は共同防災組織の防災活動等の基準について定める。

1. 班の編成及び活動の分担

自衛防災組織又は共同防災組織（以下「自衛防災組織等」という）は、次の基準により班を編成し、防御活動を分担する。

(1) 通信情報班

- ア 異常現象が発生した場合の消防署への通報
- イ 事業所内及び関係事業所への通報
- ウ 災害情報の収集並びに防災本部及び防災関係機関への伝達
- エ 防災関係機関の指示による広報

(2) 作業班

- ア 各施設の運転停止等の措置
- イ 応急対策工事の実施

(3) 避難誘導班

- ア 従業員の避難誘導
- イ 消防機関等の現場への誘導
- ウ 事業所内の警備

(4) 救護班

- ア 負傷者等の救護
- イ 災害応急対従業者への給食の提供

(5) 補給班

- ア 消火薬剤等防災資機材の調達及び補給
- イ 輸送車両及び船舶の確保並びに運転の実施

(6) 防御班

- ア 消火、延焼防止活動の実施
- イ 流出油等の防御活動の実施
- ウ その他災害拡大防止の措置

(7) 指揮連絡班

- ア 各班への指令の伝達
- イ その他各班の連絡調整の実施

2. 出動及び撤収の基準

自衛防災組織等の出動及び撤収の基準は、次のとおりとする。

(1) 出動の準備

- ア 強風、波浪、高潮、津波等の気象等予警報が発表され、災害発生のおそれがある場合。ただし、状況により一時避難を要する。

イ 関係事業所において、異常現象が発生した場合

(2) 出動

ア 事業所内において、異常現象（災害時の規模は問わない。）が発生した場合

イ 他の事業所から応援要請があった場合

(3) 撤収

災害応急対策（災害応急復旧を含む。）が完了した場合

3. 指揮系統

自衛防災組織等の各班に班長を置き、防災管理者及び副防災管理者は各班長を指揮するものとする。

なお、所轄消防本部の消防長又は消防署長若しくは宮城海上保安部長の指示があった場合は、自衛防災組織等は、その指揮の下に防災活動を続行する。

4. 防災活動の基本

異常現象が発生した場合における自衛防災組織等の防災活動の基本は、次のとおりとする。

- (1) 異常現象発生について、迅速かつ確実に消防署に通報する。
- (2) 異常現象に対し、異常現象の発生及び従業員のとるべき措置について周知する。
- (3) 的確な判断のもとに、操業の中止等の措置を講ずる。
- (4) 全組織をあげて初期防御活動を実施する。
- (5) 他の自衛防災組織等に対し、協力を要請する。
- (6) 防災関係機関の受け入れ体制を整備する。
- (7) 防災関係機関の災害現場への到着後は、その協力を得て、総力をあげて防御措置を講ずる。

なお、大規模な地震により広域的に災害が発生した場合等は、関係消防機関は一般地域の災害対応に追われ、コンビナート災害に消防力を結集できかねる事態も考えられることから、各特定事業所においては、自衛防災組織等の限られた消防力で最大限の応急対策活動が行えるよう十分に検討することが望まれる。

5. 防災要員の安全確保

防災管理者及び各班長は、応急対策に従事する防災要員の安全措置を十分配慮するとともに、特に消火等の防御活動を実施する防災要員については、爆発等の危険が急迫した場合の早期退避を配慮するものとする。

6. 交替要員の確保

災害の応急対策が長時間にわたる場合に備え、防災要員の交替要員を確保しておくものとする。

第3節 防災体制

防災関係機関及び特定事業者等が、連携し、円滑かつ効果的な災害応急対策活動を実施するための防災体制について定める。

1. 防災本部の防災体制

防災本部における防災体制は、災害の規模及び態様に応じ、次の体制によるものとする。

非常配備体制	適用要件
第0次非常配備 (情報収集)	第1次非常配備に満たない軽微な異常現象が発生した場合、又は発生のおそれがある場合
第1次非常配備	特別防災区域において異常現象が発生した場合で、災害が継続し、拡大又は拡大のおそれがある場合
第2次非常配備	第1次非常配備の適用要件を超える異常現象で、他の施設又は他の事業所へ拡大し、又は拡大のおそれがある場合
第3次非常配備	第2次非常配備の適用要件を超える異常現象で、被害が特別防災区域を越えて周辺地域へ拡大のおそれがあり、当該区域において緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認める場合

2. 防災本部の活動

(1) 各非常配備体制における防災本部の活動は、次によるものとする。

非常配備体制	活動内容
第1次非常配備	災害応急対策に係る情報収集並びに防災関係機関への情報伝達
第2次非常配備	防災本部や関係機関から派遣された担当職員による現地連絡室(仮称)を設置し、防災関係機関間で災害情報の連絡調整等を行い、現場での一次情報を共有する。
第3次非常配備	防災本部員を招集するとともに、現地防災本部を設置し、緊急に効果的な総合応急対策を講ずる。

- (2) 防災本部長は、第2次非常配備体制及び第3次非常配備体制を敷くとき又は他の非常体制に移行するときは、必要な防災関係機関及び特定事業者等に連絡するものとする。
- (3) 防災本部長は第3次非常配備体制を敷いたときは、防災本部の業務を実施するため防災本部員を招集するものとする。

- (4) 招集された本部員は、必要により、所属機関との連絡等業務に当てるための連絡員を防災本部に同行させるものとする。

3. 現地連絡室

- (1) 防災本部は、第2次非常配備体制を敷いた場合は、発災事業所の対策本部又はその他の適当な場所に現地連絡室を設置し、防災関係機関及び発災特定事業所等から派遣される職員（以下、「現地連絡員」という。）により、現場での災害に係る一次情報を共有し、必要な連絡調整を図るものとする。
- (2) 現地連絡員は、災害がさらに拡大し又は拡大のおそれがある場合の、第3次非常配備体制への移行に備え、現地防災本部員の受入れ及び情報伝達等が円滑に行えるよう体制を整えるものとする。

第4節 現地防災本部の運営及び運営に関する計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における現地防災本部の設置及びその業務の実施について定める。

1. 設置基準

- (1) 第3次非常配備を敷いた場合。
- (2) 関係市町長、又は海上保安機関の長から要請があり、防災本部長が認める場合。

2. 現地防災本部の組織

現地防災本部は、現地防災本部長及び現地防災本部員をもって組織する。

現地防災本部長及び現地防災本部員は次のとおりとする。

なお、現地防災本部員等にやむを得ない事情が生じた場合には、その代理者を当てるものとする。

(1) 仙台地区における災害の場合

ア 現地防災本部長 防災本部長は、当該災害の発生場所、地理的条件、影響範囲等を考慮し、統一的防災応急対策を実施するのに最も有効な当該区域の市町長を指名するものとし、また防災活動が主として海上で行われる災害にあっては、宮城海上保安部長を指名するものとする。

ただし、災害の発生場所が2市町以上におよび、かつ極めて広範囲に防災活動を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

イ 現地防災本部員 関東東北産業保安監督部東北支部長、宮城海上保安部長

宮城県警察本部長、宮城県復興・危機管理部長

仙台市長、多賀城市長、七ヶ浜町長

仙台市消防局長

塩釜地区消防事務組合消防長

仙台地区共同防災運営協議会長

その他、防災本部員のうちから本部長が、その都度指名する。

(2) 塩釜地区における災害の場合

ア 現地防災本部長 防災本部長は、塩竈市長を指名するものとし、また防災活動が主として海上で行われる災害にあっては、宮城海上保安部長を指名するものとする。

イ 現地防災本部員 関東東北産業保安監督部東北支部長、宮城海上保安部長
宮城県警察本部長、宮城県復興・危機管理部長
塩釜地区消防事務組合消防長
仙台市消防局長
塩釜地区特別防災区域協議会長
その他、防災本部員のうちから本部長が、その都度指名する。

(3) 両地区に災害が発生した場合

ア 現地防災本部長 防災本部員の中から防災本部長が指名する。
イ 現地防災本部員 前(1), (2)に掲げる現地防災本部員

3. 現地連絡員

現地防災本部員又はその代理者は、必要により、所属機関との連絡等に当てるための連絡員を防災本部に同行させ、又は現地連絡室で活動している所属機関の現地連絡員を、現地防災本部においてその業務に当てるものとする。

4. 設置場所

- (1) 仙台地区 災害が発生した当該特定事業所内又は、その他の場所のうち、災害の把握及び情報の連絡調整を実施するに適当な場所に防災本部長が定める。
- (2) 塩釜地区 塩釜地区共同防災組織防災センター、塩釜地区消防事務組合消防本部、塩釜港湾合同庁舎及びその他の場所のうち、災害の把握及び情報の連絡調整を実施するに適当な場所に防災本部長が定める。
- (3) 両地区 前(1), (2)のうち防災本部長が定める。

5. 設置手続

防災本部長は、現地防災本部を設置する際は、現地防災本部員に対し、設置日時、場所及び設置理由を通知して行うものとする。

この場合、通知を受けた現地防災本部員は、速やかに設置場所に集合するものとする。

6. 現地防災本部の業務

現地防災本部は次の業務を行う。

- (1) 災害活動の指揮統制に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び防災関係機関への伝達に関すること。
- (3) 防災関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整を行うこと。
- (4) (2)及び(3)の事項について、逐次防災本部に報告すること。
- (5) 災害状況、応急対策の進捗等について必要に応じ報道機関に発表すること。
- (6) 災害拡大想定及び応急対策を検討すること。
- (7) その他防災本部の指示事項の実施に関すること。

7. 事務局の設置

現地防災本部の円滑並びに運営を図るため、次のとおり事務局を設置し、庶務及び連絡活動を行う。

- (1) 事務局に事務局長 1名及び事務局員若干名を置く。

- (2) 事務局長は、防災本部長が指名するものとし、事務局員は各現地防災本部員の所属する機関に勤務する職員のうちから当該現地防災本部員が指名したものとする。

8. 事務局の業務

- (1) 現地防災本部の庶務に関すること。
- (2) 災害状況等の把握に関すること。
- (3) 防災関係機関に対する連絡に関すること。
- (4) 現地防災本部会議の事務に関すること。
- (5) 現地防災本部の運営記録に関すること。
- (6) その他必要なこと。

9. 現地防災本部の設備

現地防災本部の設備は次のとおりとする。

- (1) 通信設備
公衆電気通信設備及び各機関の移動無線設備
- (2) 電気設備
東北電力の移動電源車
- (3) その他
連絡用車両、船艇、放送設備、現地防災本部表示板、腕章
なお、屋外に設置する場合は、幕舎、机及び椅子等

10. 現地防災本部と防災関係機関との関係

現地防災本部は、各応急対策実施機関の長等である各現地防災本部員の合議により連絡調整を行うものであり、各応急対策実施機関への指示は、各応急対策実施機関の長等が行う。

なお、現地防災本部運営の基本的構成は別表2のとおりとする。

11. 解散の基準

防災本部長は、災害の危険がなくなったと認めるとき、又は応急対策活動が完了したと認めるときは、現地防災本部長の意見を聴き現地防災本部を解散するものとする。

(別表2) 現地防災本部運営の基本的構成図

班	担当業務	防災関係機関(応急対策実施)														特に関係する機関		
		地元消防本部・消防局	宮城海上保安部	宮城県警察本部	県総務部	県復興・危機管理部	県企画部	県環境生活部	県保健福祉部	県経済商工部	県水産林政部	県土木部	関東東北産業保安監督部	地元市町	日赤宮城県支部	地元医師会	共同防災組織	特定事業所
現地防災本部 現地防災本部長	連絡班															○	○	
	防 御 (陸上・消防) (海上・海保)	① 火災・爆発・ガス漏洩・流出油等に対する防御鎮圧活動に関すること。 ② 海上に係る火災・爆発・ガス漏洩等に対する防衛鎮圧活動に関すること。 ③ 海上流出油等に対する防除活動に関するこ と。 ④ 水際線地帯(海浜・岸辺)に係る流出油等に対する防除活動に関するこ と。 ⑤ 防災資機材の調達等に関するこ と。	◎													○	○	
	警 備 (県警察本部)	① 火災現場での警戒・警備に関するこ と。 ② 交通規制等に関するこ と。 ③ 港内及び周辺の船舶に対する避難指示に関するこ と。 ④ 周辺住民に対する避難指示及び誘導に関するこ と。	○	◎													○	
	広 報 (地元市町)	① 周辺住民に対する広報に関するこ と。 ② 港内及び周辺の船舶に対する広報に関するこ と。	○	○	○										◎			
	調 査 (県復興・危機管理部)	災害発生現場での被害概況、原因究明等の調査に関するこ と。	○	○	○		◎	○	○		○	○	○	○			○	
	救 護 (地元消防)	医療救護活動に関するこ と。	◎							○					○	○	○	
備 考 1) ◎の機関が原則として、担当業務の項目について中心となって活動するものとする。また()は、班における、とりまとめ機関を示す。 2) 防御班において海上に係る災害発生の際は、宮城海上保安部が班のとりまとめをするものとする。 3) 連絡班は、本部長の命令伝達・各班との連絡調整等に関することが主な業務であり、現地防災本部事務局員若干名により構成されるものとする。																		

第5節 火災等災害防御計画

火災、爆発、石油等の漏洩または流出、その他の事故により災害の防御について定める。

1. 防御活動の主体

- (1) 陸上における防御活動は、主として関係消防機関及び自衛防災組織等が実施する。
- (2) 海上における防御活動は、主として宮城海上保安部及び自衛防災組織等が実施する。
- (3) 岸壁（桟橋）にけい留された船舶の災害の防御活動は、主として関係消防機関及び自衛防災組織が実施し、宮城海上保安部がこれに協力する。

2. 防御活動の基本

(1) 自衛防災組織等

異常現象が発生した場合は、速やかに消防署に通報するとともに、「防災規程」の定めるところにより、防災関係機関と一致協力し、総力をあげて防御活動を実施する。

なお、大規模な地震により広域的に災害が発生した場合等は、関係消防機関は一般地域の災害対応に追われ、コンビナート災害に消防力を結集できない事態も考えられることから、各特定事業所においては、自衛防災組織等の限られた消防力で最大限の応急対策活動が行えるよう十分に検討することが望まれる。

(2) 関係消防本部

関係消防本部は、異常現象発生の通報があった場合は、それぞれの警防計画または警防規程等の定めるところにより、直ちに出動し、総力をあげて防御活動を実施する。

この場合、防災関係機関と緊密な連絡及び調整を行って実施する。

(3) 宮城海上保安部

異常現象発生の通報があった場合は、直ちに出動可能なすべての巡視船艇及び防災用資機材を動員し、関係消防本部その他の関係機関との密な連絡及び調整を行い、防御活動を実施する。

(4) その他の防災関係機関

異常現象発生の通報があった場合、または関係消防機関等から要請があった場合は、直ちに出動可能な人員及び防災資機材を動員し、その他の防災関係機関と協力して防御活動を実施する。

3. 警戒区域の設定

住民等の危険及び防災関係機関の円滑な防御活動を確保するため、必要な範囲において、次により災害現場への立入り禁止等の措置を講ずる。

(1) 陸 上

関係消防機関または警察署は、警戒区域を設定し、立入りの制限、禁止等の措置を講ずる。

(2) 海 上

宮城海上保安部は、警戒区域を設定し、船舶交通の制限または禁止の措置並びに危険物積載船舶の移動または航行の制限等の措置を講ずる。

4. 防 御 活 動

(1) 陸上火災の防御

ア 直接防御

直接防御にあたる消防隊員等は、耐熱服を着用し、また有毒ガス発生のおそれがある場合は、酸素呼吸器

等を着用し、射程の長い化学消防車等により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

イ 間接防御

発泡設備を有しない消防車等は消火活動を援護し、または隣接タンク等への延焼防止のため、冷却放水を実施する。

ウ タンク火災防御

フローティングルーフ型のシール部分の火災は、原則として固定消火設備により泡を放射する。

貯蔵タンクの全面火災は、固定消火設備及び高所放水車等により高所から泡を放射する。

直径34m以上の浮き屋根式タンクの火災が発生した場合、該当する特定事業所が、広域共同防災組織により整備した大容量泡放射システムによる防災活動が必要と判断したときは、速やかにその資機材を輸送し、防災活動を行う。

エ プラント火災

専門の係員により速やかに機械装置の機能を停止させ、石油等の漏洩の防止策を講じつつ火災の拡大を防止する。また急激な爆発等に備え、消防隊員等の安全を考慮する。この種火災は、専門係員を配して機械装置の機能を十分に把握したうえ、泡または水の放射その他適切な消火方法を講ずる。

オ ガス施設火災防御

ガス貯蔵設備または配管設備からガスが漏洩し、ガス火災が発生した場合は、次により措置する。

- ① 速やかにガスの漏洩停止の措置を講ずる。
- ② ガス貯蔵設備等がふく射熱により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却放水を行う。
- ③ 状況に応じた適切な消火の措置を講ずる。

カ 車両（ローリー等）火災防御

車両火災が発生した場合は、次により措置する。

- ① タンクローリー等からの漏油及びガス漏洩があった場合は、乾燥砂、土のう、油吸着材等及び噴霧注水等により拡散防止の措置を講ずる。
- ② タンクローリー等の火災は、粉末または泡放射により消火する。
- ③ 他施設への延焼防止の措置を講ずるとともに、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

(2) 陸上における石油の漏洩または流出の防御

陸上において、石油が漏洩または流出した場合は、次により措置する。

ア 貯蔵施設等からの漏洩等の防御

- ① 直ちに荷役等を停止する。
- ② 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- ③ 周辺の火気使用を禁止し、警戒線を設定する。
- ④ 空タンクへの移送等の措置を講ずる。
- ⑤ 破孔部の応急補修を実施する。

イ 防油堤からの漏洩等の防御

- ① 土のう、土砂等により流出の拡大を防止する。
- ② 排水溝等の閉鎖を行う。
- ③ 当該事業所外への流出を防止するため、敷地外縁部に土のう等を積む。
- ④ 海上等への流出を考慮し、周辺水域へオイルフェンスを展張する。

ウ 流出油の処理

流出油が少量の場合は、油吸着材、乾燥砂で油を除去する。大量の場合は、吸引設備等により空タンク等へ

移送し、併せて油吸着材、乾燥砂をもって処理する。

(3) ガス漏洩防御

高圧ガス設備からガス漏洩し爆発または中毒のおそれがある場合は、次の措置を講ずる。

- ア 高圧ガス設備の運転その他の作業を中止する。
- イ 大量漏洩を防止するため貯槽等の緊急しゃ断弁を操作する外、漏洩箇所周辺の弁閉止作業を行う。
- ウ ガス検知により、警戒区域を設定し、火気の使用を禁止する。
- エ 周辺地域の住民に火気使用禁止の広報を行い、特に風下の住民は、直ちに避難させる。
- オ 漏洩箇所の応急処理を行う。この場合、ガスの濃度、性質等を十分把握し、引火または中毒等の二次災害等の発生に至らないように考慮する。
- カ 漏洩ガスの拡散等の措置を講ずる。この場合、ガスの性質により低部への流れ込みによるマンホール、下水管、排水溝での爆発等の二次災害の防止を考慮する。

(4) 海上火災防御

流出油の海面火災及びタンカー等に火災が発生した場合は、次により措置する。

ア 海面の油火災防御

- ① 巡視船艇等により化学消火を実施する。
 - ② 陸岸に近接している場合は、消防ポンプ車等により火災防御を実施する。
 - ③ 付近船舶を避難させるとともに、付近海域の航行禁止等必要な措置を講ずる。
- イ タンカー等火災防御
- ① 巡視船艇等により消火作業を実施する。
 - ② 巡視船艇等により乗組員の救出を行う。
 - ③ えい航可能かつ必要がある場合、他の影響を及ぼさない場所へ移動する。
 - ④ 付近航行船舶、停泊船舶の避難及び付近海域における船舶航行禁止等必要な措置を講ずる。
 - ⑤ 必要により、周囲にオイルフェンスを展張するとともに、残油抜取りが可能な場合は、油バージ、タンカー等により油抜き取り作業を実施する。

(5) 海上における石油の漏洩または流出の防御

タンカー事故等及び荷役中の油流出並びに陸上からの油の流出等が発生した場合は、次により措置する。

ア 荷役中または陸上からの流出油防御

- ① 直ちに荷役等を中止する。
- ② 事故発生船舶、付近船舶、作業船及び関係事務所は、火気の使用を禁止する。
- ③ オイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。この場合において、河川または港外への流出を防止するため河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- ④ 事故発生船舶付近水域の船舶航行を禁止する。

イ タンカー事故による油の漏洩防御

- ① 空タンク等への移送の措置を講ずる。
- ② 巡視船艇等により事故発生船舶乗組員の救出、漏油の状況調査を行う。
- ③ 事故発生船舶、付近船舶、作業船及び関係事務所の火気使用禁止の措置を講ずる。
- ④ 事故発生船舶の周囲にオイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。また、漏油等が運河または港内 の場合は、河口及び港口をオイルフェンスで閉鎖する。
- ⑤ 事故発生船舶付近水域の船舶航行を禁止する。
- ⑥ 油バージ、タンカー等により積載油の抜き取りを行う。
- ⑦ 破孔部の補修を行う。

ウ 流出油の処理

流出油の処理は、油回収船及び油回収機器並びに油吸着材等により回収する外、油処理剤により処理する。

ただし、流出油が少量の場合は、油処理剤を使用しないものとする。

なお、流出油の回収後は、岸壁、桟橋等に付着した流出油は、油吸着剤等によりふき取り洗浄を行う。

(6) 毒物・劇物の漏洩防護

毒物や劇物が漏洩した場合において、事業所は敷地外への流出、飛散を防止するため、次の措置を講ずる。

ア 直ちに保健所、警察署、消防署に通報する。

イ 貯蔵設備等の弁閉止等の措置を講じ、漏洩を停止する。

ウ 流動性物質については、排水口の閉鎖、土のう積み等により事業所敷地外への流出を防止する。この場合、地下への浸透防止も考慮する。

エ 飛散性物質については、土砂、ビニール等で覆い、飛散を防止する。

オ 洗浄、中和等必要な措置を講ずる。

(7) 毒性ガスの防護

高圧ガス設備以外の設備において、火災等の異常現象により、毒性ガスが発生し、中毒のおそれがある場合は、次の措置を講ずる。

ア 設備の運転停止など、必要な措置を講ずる。

イ ガス検知器等により、ガスの性状等を把握し、風向、風速等により周辺住民に対し影響が予想される場合は、避難計画に基づき必要な措置を講ずる。

ウ 毒性ガスの性状等に応じ、希釈等の措置を構てる。

第6節 自然災害応急対策計画

地震、津波その他の異常な自然現象が発生し、または発生するおそれがある場合における、火事、爆発、石油等の漏洩または流出等の二次災害の発生防止措置について定める。

1. 地震

事業所及び防災関係機関は、直ちに次の措置を講ずる。

(1) 事業所

ア 出火、爆発、石油等の漏洩等の災害を引き起こすおそれがある場合は、あらかじめ定められた施設の緊急停止手順により施設を安全に停止する等の措置を講ずる。

イ 事業所等の火気使用を制限する。

ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとり、防災資機材の準備を行う。

エ 次の事項について、直ちに点検を実施する。

- ① 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無及び石油等の漏洩の有無
- ② 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損、亀裂の有無
- ③ 消火設備等の機能の適否
- ④ 安全装置の機能の適否
- ⑤ 電力及び通信設備の機能の適否
- ⑥ 構内及び周辺道路等の被害状況

オ 津波の有無等地震情報の収集を行う。

カ 点検の結果は、直ちに関係消防本部に通報するとともに、設備等に異常があった場合は、関係消防本部と協議の上、応急補修または代替措置を講じる。

キ 隣接事業所の状況を把握する。

なお、下表の例を参考として、各特定事業所で定めた緊急予防措置基準により、緊急予防措置を実施するものとする。

緊急予防措置基準(例)

ガル数	震度	緊急措置内容
5～25	3	1 危険物施設等の監視を強化する。 2 緊急施設点検を行い、異常を確認する。
25～80	4	1 全出荷設備及び全受入設備を一時停止する。 2 緊急時における適切な措置がとれるよう準備態勢を整える。 3 施設等の損傷が発生した場合は、応急措置を実施する。
80～250	5弱 5強	1 危険物及びガス導管等の緊急遮断を行う。 2 危険度の高い危険物施設等は、保安上必要な措置を講じたうえで一時停止する。 3 損傷した施設等の応急措置を実施する。
250以上	6弱 以上	1 危険物施設等の全面停止をする。 ユーティリティ設備等の停止により危険性を伴う設備については、危険性を回避するためのマニュアルを定め、適切な措置を実施する。 2 危険物施設等の状況及び安全性を確認し、損壊した施設等の応急措置を実施する。

(2) 関係消防本部

ア 地震の程度により、出動の準備体制をとるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。

イ 地震に関する情報を収集するとともに、必要に応じ特定事業所等に連絡する。

ウ 事業所等の被害状況の把握に努め、防災関係機関との情報交換、連絡を密にするとともに、必要に応じ防災資機材の準備を行い、危険物等の漏洩等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。

エ り災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。

オ 必要に応じ消防団の活動を指示する。

(3) 宮城海上保安部

ア 津波の有無等について情報を収集するとともに、必要に応じ、巡視船艇等を出動させ警戒にあたる。

イ 必要に応じ、船舶等に対し警報を伝達し、避難の指示を行う。

ウ 事業所等の被害状況の把握に努め、流出油等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。

エ り災者の救出、救助、行方不明者の捜索を行う。

(4) 宮城県警察本部

ア 交通の危険防止と交通秩序の確保の措置を講ずる。

イ 危険区域に対する立入禁止と警戒警備を実施する。

ウ 被災者の救出、救助及び行方不明者の捜索を行う。

エ その他犯罪の予防取締りを行う。

(5) 関係市町

ア 地震情報、被害状況の把握に努め、住民等への被害状況や避難に関する情報提供など必要な広報を行う。

イ 避難所の開設、ライフラインの確保等必要な措置を講ずる。

(6) その他の防災関係機関

ア 地震情報、被害状況の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずるとともに、関係機関相互の情報連絡を密にする。

イ 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

2. 津波及び高潮

大津波警報・津波警報または高潮特別警報・高潮警報が発表された場合、あるいは津波または高潮が発生した場合は、人命尊重を最優先とし、次の措置を講ずる。

(1) 大津波警報・津波警報または高潮特別警報・高潮警報が発表された場合

ア 事業所

- ① 来構者や従業員の避難を実施するとともに、タンクローリー等の乗務員に対し避難の指示をする。
- ② あらかじめ定められた施設の緊急停止手順により、施設を安全に停止させる等の措置を講ずる。
- ③ 荷役中の船舶は、荷役作業を中止するとともに、直ちに離岸し、港外への避難を実施する。
- ④ 自衛防災組織等は、浮遊するおそれのある物件を除去または固定するとともに、排水口の閉鎖等の措置を講ずる。

イ 関係消防本部

- ① 広報車等により、沿岸住民及び事業所に対し避難等についての広報を実施する。
- ② 津波情報等を収集し、出動の準備体制を整えるとともに、必要と認める場合は、警戒出動を行う。
- ③ 津波情報等を収集し、特定事業所等に提供するとともに、必要な措置について指導する。
- ④ 必要に応じ、消防団の活動を指示する。

ウ 宮城海上保安部

- ① 船舶等に対し特別警報及び警報を伝達し、避難の指示を行う。
- ② 必要により巡視船艇を出動させ避難の指導及び警戒等の措置を講ずる。

エ 宮城県警察本部

- ① 津波情報等を収集し、沿岸住民及び事業所に対し避難等についての広報を行い、必要に応じ避難誘導を実施する。
- ② 交通の整理、規制及び警戒警備を実施する。

オ 関係市町

- ① 津波情報等の把握に努め、沿岸住民及び事業所等に対し避難等についての広報を行い、必要に応じ避難の指示を行う。
- ② 避難の誘導及び避難所の開設等の措置を講ずる。

カ その他の防災関係機関

津波情報の把握に努め、警戒体制をとる等必要な措置を講ずるとともに、防災関係機関相互の情報連絡を密にする。

(2) 津波が発生した場合

津波等が発生し、その後の津波等のおそれがないときは、事業所及び防災関係機関は、次の措置を講ずる。

ア 事業所

- ① 次の事項について、直ちに点検を実施する。
 - a 石油等貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂の有無並びに石油等の漏洩の有無
 - b 防油堤、防液堤及び流出油等防止堤の破損、亀裂の有無

- c 消火設備等の機能の適否
- d 安全装置の機能の適否
- e 電力及び通信設備の機能の適否
- f 構内及び周辺道路等の被害状況

- ② 点検の結果は、直ちに関係消防本部に通報するとともに、設備等に異常があった場合は、関係消防本部と協議の上、応急補修または代替措置を講じる。
- ③ 防油堤及び敷地内のたん水の排除作業を行う。
- ④ 隣接事業所の状況を把握する。

イ 関係消防本部

- ① 被害状況の把握の指導を行う。
- ② 事業所が実施するたん水排除作業に協力する。
- ③ 危険物等の漏洩等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- ④ り災者の救出、救護、行方不明者の捜索を行う。
- ⑤ 必要に応じ消防団の活動を指示する。

ウ 宮城海上保安部

- ① 船舶事故または流出事故等の有無について調査を行い、流出油等があった場合は、防除活動及び防除の指導を行う。
- ② り災者の救助、行方不明者の捜索を行う。

エ 宮城県警察本部

- ① 交通の危険防止と交通秩序確保の措置を講ずる
- ② 危険区域に対する立入禁止と警戒警備を実施する。
- ③ 被災者の救出、救助及び行方不明者の捜索を行う。
- ④ その他犯罪の予防取締りを行う。

オ 関係市町

- ① 津波情報の把握に努め、住民等への被害状況や避難に関する広報を行う。
- ② 避難所を開設し、住民の安全を図るとともに災害復旧に必要な措置を講ずる。

カ その他の防災関係機関

- ① 避難の有無及び状況について調査を行う。
- ② 被害が発生した場合は、直ちにその所管に係る施設等の復旧作業を実施する。

3. 暴風（強風）または波浪

暴風（強風）または波浪に関する特別警報・警報・注意報が発表された場合、または暴風（強風）、波浪が発生した場合においては、事業所は、次の措置を講ずる。

(1) 暴風（強風）

- ア 火気の使用を制限する。
- イ 石油等貯蔵設備及び配管等を損壊するおそれのある飛散しやすい物件を、除去または固定する等の措置を講ずる。

(2) 波 浪

- ア タンカー等の荷役作業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 荷役桟橋上の配管の損壊防止措置を講ずる。
- ウ 防油堤及び敷地内への海水の浸入を防止する措置を講ずる。

4. 大雨

がけ地に近接する事業所が所在する塩釜地区においては、大雨に関する特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報が発表された場合、または多量の降雨があった場合は、次により、がけ崩れ等の防止措置を講ずる。

(1) 事業所

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を参考に、土砂崩壊危険の有無について、隨時警戒を実施する。

イ 土砂崩壊の危険がある場合は、直ちに消防署等に通報するとともに、必要に応じてがけ面をシートで覆う等、土砂崩壊の防止措置を講ずる。

ウ 土砂崩壊により破損するおそれのある石油等貯蔵設備または配管がある場合は、必要に応じ、当該設備等の使用を中止する措置を講ずる。

(2) 塩竈市及び塩釜地区消防事務組合消防本部

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を参考に、土砂崩壊危険の有無について、隨時警戒巡視を実施する。

イ がけ地隣接事業所がとるべき措置について指導を行う。

5. 大規模災害の同時発生

地震・津波等により、大規模な災害が同時に発生した場合の、消防機関、自衛防災組織等、防災本部及び現地本部の防御活動については、災害拡大の危険や災害の影響度が大なる箇所の災害から優先的に注力すべきものとする。また、防災本部は相互の連携をさらに密にし、災害情報の災害情報の集約に努め、当該大規模災害の防御に全力を挙げるとともに、さらに災害が拡大した場合に備え、現地防災本部の体制強化を図るとともに、消防力増強のため県内の広域応援や緊急消防援助隊等の応援要請等が円滑に実施できる体制を整えるものとする。

6. 特定防災施設等、防災資機材等及び特定道路等の地震、津波対策

特定防災施設等、防災資機材等及び特定通路等の防災活動上重要な通路（以下、「施設・資機材等」という。）は、特定事業所内の危険物施設、高圧ガス施設等で火災や漏えい等の事故が発生した場合に、機能が発揮されることが求められ、地震や津波が発生した際には、特定事業所内の危険物施設等において火災や漏えい等の事故が発生することは否定できないものであり、この場合でも危険物施設等に事故が発生することを前提として、施設・資機材等の機能を維持するべく、地震対策及び津波対策を実施することが求められる。

のことから、特定事業者は、特定防災施設等及び防災資機材等の地震及び津波対策にあたって、下表に示す「地震・津波対策の基本的な考え方」に基づき、2つのレベルの地震及び津波の想定に対し、それぞれの対策を、「石油コンビナート等の大規模な災害時に係る防災対策の充実強化等について」（平成25年3月28日消防特第47号）、「特定防災施設等及び防災資機材等に係る地震対策及び津波対策の推進について」（平成24年3月30日消防特第63号）、「東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討報告書」（平成23年12月消防庁危険部物保安室・特殊災害室）及び東日本大震災での被害事例から、地震及び津波による被害の防止・軽減策、応急措置・代替措置の例を参考または活用し、講じるよう努めるものとする。

<地震・津波対策の基本的な考え方た>

区分		対策の基本的な考え方
地震	発生頻度が高い地震	機能が維持されること。 ただし、応急措置により直ちに機能を回復できる対応が可能な場合は、この限りではない。
	甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震	機能を速やかに回復できるように、応急措置または代替措置の実施決定ができるように計画を策定する。
津波	最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高さは低いものの大きな被害をもたらす津波	津波警報等が解除され、直ちに復旧できるよう浸水対策を講ずるとともに、応急措置の準備を行う。
	発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波	機能を速やかに回復できるように、応急措置または代替措置の実施決定ができるように計画を策定する。

第7節 避難計画

特別防災区域に隣接する地域の住民及び特定事業所等の従業員等の生命、身体を保護するために必要な避難措置について定める。

なお、迅速かつ適切な避難措置等を講ずるためには、異常現象等の早期通報及びその後の適時適切な災害情報の伝達・共有が前提条件であること、また、的確な災害広報が一体の関係にあることを十分に踏まえる必要がある。

1. 避難の基準

- (1) 火災による放射熱が、人体に対する安全性の限界値を超えた場合、または超えると予想される場合
- (2) 可燃性ガスの漏洩拡散により、爆発下限界値を超えた場合、または超えると予想される場合
- (3) 可燃性ガスタンク及び機器等の異常圧力上昇等により爆発危険が生じた場合、または生じると予想される場合
- (4) 毒性ガスの漏洩拡散により、人体への影響値を超えた場合または超えると予想される場合
- (5) その他、住民の生命及び身体を保護するために、関係市町長等が必要と認めた場合

2. 実施内容

- (1) 関係市町

関係市町長は、特別防災区域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、住民の生命及び身体を保護するために必要と認めるときは、自らまたは警察官若しくは海上保安官に要求し、避難指示若しくは屋内での退避等の安全確保措置の指示（以下、「緊急安全確保措置」）を行う。

ア 避難指示等の内容

- ① 避難対象地域
- ② 避難先

- ③ 避難経路
- ④ 避難指示の理由
- ⑤ その他必要な事項（出火・盗難の予防措置・携行品等）

イ 避難指示等の伝達等

避難指示等を発令した場合、当該地域の住民等に対して速やかにその内容を伝達するとともに、防災関係機関に対して連絡する。また、解除したときも同様とする。

ウ 伝達方法

対象地域の住民に対して、第1節「6. 災害広報」(2)②に定める方法等を用いて、防災関係機関及び特定事業所と連携を図りながら、また、自治会及び自主防災組織等の協力を得て伝達する。

(2) 宮城県警察本部

- ア 警察官は、関係市町長から要請があったとき、または関係市町長が避難指示等できないと認めるときは、住民その他関係者に対し、避難指示等及び必要な措置をとる。この場合は、直ちに関係市町長の通知するものとする。
- イ 警察官は、指示された避難場所及び避難経路を掌握し、避難指示等がなされた場合には、速やかに住民に伝達する。

(3) 宮城海上保安部

- ア 海上保安官は、海上において人命救助のため必要があるとき、または関係市町長から要請があったとき、若しくは関係市町長が避難指示等できないと認めるときは、船舶乗組員、旅客、住民に対し避難指示等を行う。
- イ 必要な措置を行ったときは、直ちに関係市町長に通知するものとする。

(4) 自衛隊

- ア 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、住民等に対し避難指示等を行う。
- イ 必要な措置を行ったときは、直ちに関係市町長に通知するものとする。

(5) 特定事業者

特定事業者は、事業所内の従業員等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、自主的に避難の措置を講ずる。

3. 避 難 誘 導

- (1) 住民の避難誘導に際し、市町職員、警察官、消防職員その他防災関係機関の職員及び特定事業所の従業員は、連携を図りながら、また、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、住民が安全かつ迅速に避難できるよう要所に誘導員を配置し、避難先への円滑な誘導に努める。
- (2) 誘導に当たっては、避難路の安全を確保し、できるだけ地区ごとなどの集団避難を行うものとし、災害弱者の避難を優先して行う。

4. 避難場所及び経路

- (1) 避難場所は次のとおりとするほか、津波注意報等が発表された場合には、各自治体で作成するハザードマップ等を参考とし、状況に応じて安全を確保できる避難場所に避難する。
 - ア 仙台地区
 - ① 仙台市立高砂中学校
 - ② 多賀城市立多賀城東小学校
 - ③ 緩衝緑地

- ④ 松ヶ浜笹山高台
 - ⑤ 多賀城市立東豊中学校
 - ⑥ 七ヶ浜町立松ヶ浜小学校
 - ⑦ 七ヶ浜町立向洋中学校
- イ 塩釜地区
- ① 塩竈市立第三中学校
 - ② 塩竈市立第三小学校
 - ③ 塩釜港湾合同庁舎（津波時）
- (2) 避難経路については、災害発生状況、風向き、周囲の状況等を考慮し定める。

5. 避難指示等後の措置

- (1) 関係市町長は、避難指示等を発令したとき、または警察官あるいは海上保安官から避難指示等をした旨通知を受けたときは、速やかに知事（消防課）に報告する。
- (2) 特定事業者は、従業員等の避難を実施したときは、速やかに関係市町長に報告する。

第8節 警戒警備、交通規制計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、公共の安全と人心の安定を図るとともに、交通の安全と緊急車両の通行確保のため、必要とする警戒警備及び交通規制等について定める。

1. 警戒、警備の実施

宮城県警察本部は、災害発生または発生するおそれがある場合、特別防災区域及びその周辺地域における公共の安全と人心の安定を図るため、防災関係機関と協力し次の措置を講ずる。

- (1) 危険区域の設定と立入禁止の措置
- (2) 災害現場における雑踏整理
- (3) 被災者の救出、救助及び行方不明者の捜索
- (4) 危険防止及び犯罪の予防取締り

2. 交通規制・誘導の実施

宮城県警察本部は、災害の発生または発生するおそれのある場合、特別防災区域及びその周辺地域の道路における住民等の避難路の確保、一般車両等の交通混雑の防止及び応急対策に従事する車両等の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 一般車両等の通行を禁止または制限する。
災害発生または発生するおそれのある場合には、特別防災区域及びその周辺地域のうち、災害の発生場所、様様、規模等に応じて必要があると認める区域路線について通行を禁止し、または制限する。
- (2) 次の路線の内、必要な路線区間を指定して、災害応急対策車両の通行を確保する。

緊急交通路

- | | |
|----------|---------------|
| ① 東北自動車道 | ⑪ 国道48号・仙台西道路 |
| ② 山形自動車道 | ⑫ 国道108号 |

- | | |
|-----------|--------------------|
| ③ 常磐自動車道 | ⑯ 国道 286 号 |
| ④ 仙台東部道路 | ⑰ 国道 457 号・県道仙台山寺線 |
| ⑤ 仙台南南部道路 | ⑱ 県道仙台泉線 |
| ⑥ 三陸自動車道 | ⑲ 県道北環状線 |
| ⑦ 仙台北部道路 | ⑳ 県道仙台松島線 |
| ⑧ 国道 4 号 | |
| ⑨ 国道 6 号 | |
| ⑩ 国道 45 号 | |

第 9 節 応 援 要 請 計 画

この計画は、災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要がある場合における応援要請等について定める。

1. 応援の要請

災害が発生した場合において、災害応急対策の実施が的確かつ円滑に行われるようとするため、必要があると認めるときは、次の区分により応援を要請する。

(1) 市町村に対する応援要請

災害が発生した区域の関係市町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を要請するものとする。

(2) 他の特別防災区域の特定事業者等に対する応援要請

災害が発生した特定事業者は、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、他の特別防災区域の特定事業者または共同防災組織に対し応援を要請する。

(3) 都道府県に対する要請

知事は、災害が発生した場合において、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し応援を要請する。

(4) 地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び関係公共機関に対する応援要請

ア 知事は、災害が発生した場合において、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）の長、関係公共機関の長、公共的団体の長及び防災上重要な施設の管理者に対し職員の派遣等を要請するものとする。

イ 災害が発生した区域の市町長は、応急措置の実施のため必要があると認めるときは、地方行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）の長に対し職員の派遣等を要請するものとする。

2. 要 請 手 続

応援を要請する場合には、文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭または電話等によるものとし、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害状況及び応援を要請する理由

(2) 応援を必要とする人員及び防災資機材の数

(3) 応援を必要とする期間

(4) 応援を必要とする区域及び活動内容

(5) その他必要な事項

3. 応援要請の指示

知事は、関係市町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようするため、必要があると認めるときは、災害が発生した区域の関係市町に対し、他の市町村長に応援を要請すべきことを指示するものとする。

4. 応援協力

応援の要請を受けた場合は、正当な理由がない限りこれに応援し、または協力するよう努めるものとする。この場合、応急措置が的確かつ円滑に実施されるようあらかじめ相互に協議を整えておくものとする。

第 10 節 自衛隊の災害派遣に関する計画

災害の発生に際し、人命または財産の保護のため必要があると認められる場合の自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊の災害派遣に関して定める。

1. 災害派遣要請の基準

異常現象の発生に際し、防災関係機関の実施する応急対策に人員及び防災資機材等の不足をきたし、かつ人命または財産の保護のため必要があると認める場合とする。

ただし、特に緊急を要し要請を待つことまがないと認められるときは、第 22 即応機動連隊長は、要請を待たないで部隊を派遣する。

2. 災害派遣の要請権者

- (1) 陸上災害に関する場合 宮城県知事
- (2) 海上災害に関する場合 第二管区海上保安本部長

3. 防災関係機関の災害派遣要請

防災関係機関（宮城県及び第二管区海上保安本部を除く。）の長が自衛隊の災害派遣を要請する必要がある場合は、知事または第二管区海上保安本部長（以下「知事等」という。）に対しこれを要請する。

この場合、知事等は必要と認めるときは自衛隊に対し災害派遣を要請する。

4. 要請手続

知事等が災害派遣を要請する場合は、第 22 即応機動連隊長に対し文書をもって次の事項を明らかにして行うものとする。ただし緊急の場合は、口頭または電話等によるものとし、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。

なお、防災関係機関が知事等に対し要請する場合も同様とする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員・車両・航空機等主要資機材の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他必要な事項

5. 派遣部隊等の出動等

派遣要請を受けた自衛隊は、派遣すべきことを必要と認めた場合は、知事等に連絡するとともに、直ちに必要部隊数及び資機材を災害現場に派遣するものとする。

この場合、派遣する旨の連絡を受けた知事等は、派遣を要請した防災関係機関に対し、派遣部隊等の受け入れ体制をとるよう指示するものとする。

6. 派遣部隊等の撤収

- (1) 知事等は、自衛隊による派遣の目的を完了、またはその必要がなくなった場合は、第 22 即応機動連隊長に対し、部隊等の撤収を要請するものとする。
- (2) 第 22 即応機動連隊長は、知事等から要請があった場合、または派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上派遣部隊等を撤収するものとする。

第 11 節 資機材等の調達及び輸送計画

この計画は、応急対策の実施に際し、応急対策実施責任者が所有する防災資機材等に不足を生じまたは生ずるおそれがある場合における防災資機材等の調達及びその輸送等について定める。

1. 調達先等

調達先及び調達可能量は、概ね次のとおり。

(1) 消火薬剤

ア 宮城県

防災資機材センター	54,000ℓ
-----------	---------

イ 消防機関

① 仙台市	19,000ℓ
-------	---------

② 塩釜地区消防事務組合	12,640ℓ
--------------	---------

ウ 特定事業所等

① 仙台地区	122,950ℓ
--------	----------

② 塩釜地区	67,440ℓ
--------	---------

エ 他 県

消防庁を通じ他県から調達する。

オ 県内販売業者

県内販売業者の備蓄または県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。

(2) 油処理剤

ア 宮城県

① 防災資機材センター	13,140ℓ
-------------	---------

② 港湾事務所分	仙台港区 180ℓ, 塩釜港区 180ℓ
----------	----------------------

③ 地方振興事務所（水産漁港部）	3,618ℓ
------------------	--------

イ 特定事業所等

① 仙台地区	4,824ℓ
--------	--------

- ② 塩釜地区 8,470ℓ
- ウ 県内販売業者
県内販売業者の備蓄または県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。
- (3) オイルフェンス
- ア 宮城県
- | | |
|------------------|------------------------|
| ① 防災資機材センター | (海洋型) 2,100m |
| ② 港湾事務所分 | 仙台港区 1,500m, 塩釜港区 780m |
| ③ 地方振興事務所(水産漁港部) | 2,740m |
- イ 特定事業所等
- | | |
|--------|--------|
| ① 仙台地区 | 7,380m |
| ② 塩釜地区 | 3,580m |
- ウ 他 県
消防庁を通じ他県から調達する。
- (4) 油吸着材
- ア 宮城県
- | | |
|------------------|--------------------------|
| ① 防災資機材センター | 3,660 kg |
| ② 県内消防本部委託分 | 1,316 kg |
| ③ 港湾事務所分 | 仙台港区 205 kg, 塩釜港区 249 kg |
| ④ 地方振興事務所(水産漁港部) | 5,370 kg |
- イ 特定事業所等
- | | |
|--------|----------|
| ① 仙台地区 | 7,045 kg |
| ② 塩釜地区 | 2,939 kg |
- ウ 他 県
消防庁を通じ他県から調達する。
- エ 県内販売業者
県内販売業者の備蓄または県内販売業者を通じ製造業者等から調達する。
- (5) 化学消防車
- ア 消防機関
- | | |
|------------------------------------------|-------|
| ① 名取市・岩沼市・栗原市・気仙沼本吉地域・黒川地域・仙南地域・大崎地域・登米市 | 各 1 台 |
| ② 仙台市 | 7 台 |
| ③ 塩釜地区消防事務組合 | 3 台 |
| ④ 石巻地区広域行政事務組合 | 3 台 |
- イ 自衛隊 1 台
- ウ 特定事業所等
ENEOS(株)仙台製油所 1 台
- エ その他
県内消防署から発泡設備を有する消防車等を調達する。
- (6) 消防艇
- ア 宮城海上保安部
第二管区海上保安本部を通じ他の海上保安部の巡視船艇の応援を要請する。
- イ 消防機関

- | | |
|--------------------|-----|
| ① 塩釜地区消防事務組合 | 1 隻 |
| ② 気仙沼・本吉地域広域行政事務組合 | 1 隻 |
| ウ　えい船業者 | |

県内に所在するえい船業者の化学消防設備を有するタグボート等を要請する。

(7) 特殊作業船

タグボート等特殊作業船を有するえい船会社に要請する。

2. 調達手続

防災資機材を調達する場合は、調達先に対し文書により、次の事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で行うものとし、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び調達理由
- (2) 必要とする防災資機材の数量
- (3) 輸送方法
- (4) その他必要な事項

3. 輸送方法

調達防災資機材の緊急輸送は、原則として災害発生事業所の自衛防災組織等または防災資機材に不足をきたした機関が輸送するものとし、これが不可能または著しく困難な場合は、調達先に依頼するほか、次の方法により輸送する。

- (1) 陸上輸送
 - ア　災害派遣の要請による自衛隊の車両
 - イ　運送業者の車両
 - ウ　防災関係機関の車両
- (2) 航空輸送
 - 災害派遣の要請による自衛隊の航空機
- (3) 海上輸送
 - 海上運送業者の船艇

4. 輸送の確保

防災本部長の要請があった場合において、災害の救助その他公共の安全維持のために必要であり、かつ運送を行う者がいない場合、または著しく不足する場合は、自動車運送事業者、船舶運航事業者または港湾運送事業者に対し運送を命じる等、必要な措置を講ずる。

5. 集積場所

調達した防災資機材等は、災害現場に直接集積するものとし、防災資機材が大量の場合または直ちに使用しないものは、一時防災本部が指定する場所に集積するものとする。

第12節 応急公用負担等の実施に関する計画

災害が発生した場合は発生しようとしている場合における、物的公用負担及び人的公用負担等について定める。

1. 実施責任及び範囲

(1) 関係市町長

災害が発生した場合は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めた場合は、次の措置を講ずることができる。

ア 当該市町の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること。

イ 災害現場の被害を受けた工作物または物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。

ウ 当該市町の区域内の住民または当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急業務に従事させること。

(2) 警察官または海上保安官

関係市町長若しくはその委任を受けて、前(1)に掲げる措置を行う関係市町の吏員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったときは、前(1)に掲げる措置を行うことができる。

(3) 知事

ア 災害が発生した場合において、次に掲げる事項について応急措置を実施するため必要があると認めるときは、従事命令、協力命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用することができる。

① 施設及び設備の応急の復旧

② 清掃、防疫その他の保健衛生

③ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持

④ 緊急輸送の確保

⑤ その他災害の発生の防御または防止のための措置

イ 災害が発生した場合において、当該災害の発生により関係市町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)の市町の応急公用負担等を代わって実施することができる。

(4) 消防吏員または消防団員等

ア 火災が発生した場合は発生しようとしている場合において、緊急の必要があるときは、次の措置を講ずることができる。

① 火災が発生しようとしている消防対象物及びこれらのものある土地を使用し、処分またはその使用を制限すること。

② 火災の現場付近にある者を消火若しくは延焼の防止または人命の救助その他の消防作業に従事させること。

イ 消防長または消防署長

① 延焼防止のためやむを得ないと認めるときは、延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのものある土地を使用し、処分またはその使用を制限することができる。

② 消火若しくは延焼の防止または人命の救助のため必要があるときは、①以外の消防対象物及び土地を使用し、処分またはその使用を制限することができる。

(5) その他の関係機関

災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認める場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及びその他の法令の定めるところにより応急公用負担を実施することができる。

2. 応急公用負担の手続

(1) 市町長または警察官若しくは海上保安官は、当該市町の区域内の土地、建物その他の工作物を一時使用し、または土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用した場合は、速やかに、当該土地等の所有者、占有者その他権原を有する者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 当該土地建物等の名称または種類

イ " の形状及び数量

ウ " の所在した場所

エ " の当該処分に係る期間または期日

オ その他の事項

(2) 知事は、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用しようとするときは、次の事項を記載した公用令書を交付しなければならない。

ア 公用令書を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名所及び主たる事務所の所在地）

イ 当該処分の根拠となった法律の規定

ウ その他

① 従事命令にあっては従事すべき業務、場所、期間

② 保管命令にあっては保管すべき物件の種類、数量、保管場所及び期間

③ 施設の管理、使用または収用にあっては管理、使用または収用する施設等の所在する場所及び当該処分の期間または期日

3. 損失補償等

当該計画の定めるところにより、応急公用負担を実施した場合において、その実施により損失及び損害等を生じた者に対し、災害対策基本法及びその他の法令の定めるところにより、その損失及び損害等を補償しなければならない。

4. 自衛防災組織等に対する指示

(1) 市町長及び宮城海上保安部長

災害の発生または拡大の防止のための措置の実施について必要があると認めるときは、自衛防災組織等に対し、その措置の実施について指示するものとする。

(2) 警察官

市町長若しくはその委任を受けて(1)の指示を行う市町の吏員及び宮城海上保安部長若しくはその委任を受けて(1)の指示を行う海上保安官がその場にいないとき、またはこれらの者から要求があった場合は次の事項について(1)の指示をするものとする。

ア 人命の救助

イ 危険な区域への立入り禁止

ウ 危険な区域からの退去

